

# 歯科口腔保健施策に関するトピックス

厚生労働省医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 本日の内容

- 歯科口腔保健をとりまく状況
- ・歯科口腔保健の推進に関する基本的事項
  - ▶最終評価について
  - ▶次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項について
- ・歯科健診について
- 令和5年度歯科口腔保健施策に関する予算案



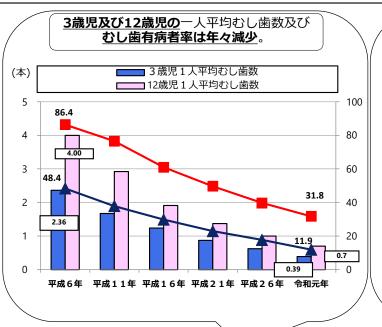
# 本日の内容

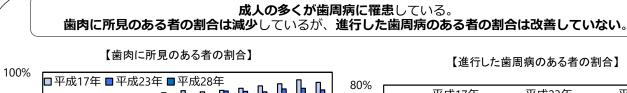
- 歯科口腔保健をとりまく状況
- 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項
  - ▶最終評価について
  - ▶次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項について
- ・歯科健診について
- 令和5年度歯科口腔保健施策に関する予算案

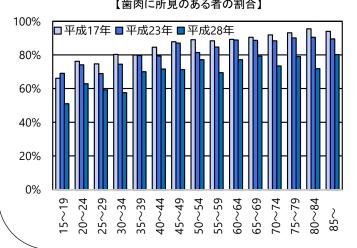


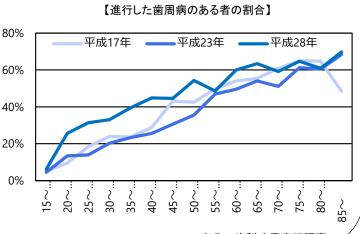
## 歯科保健医療を取り巻く状況

- 小児のむし歯は減少し、また、80歳で20本以上歯を保つ8020(ハチマル・ニイマル)の達成者は増加している。
- 進行した歯周病のある者の割合は改善していない。
- 成人において**過去1年間に歯科検診を受けた者の割合は増加**し、高齢化の進展に伴い、**歯科診療所を受診する高齢者は増加**している。









出典:歯科疾患実態調査



乳幼児期

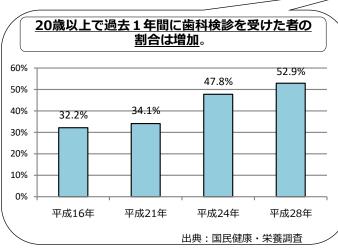


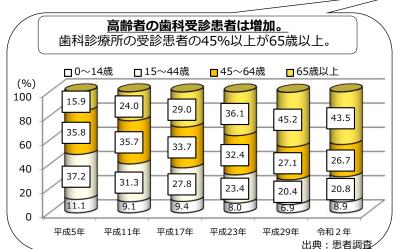
学齢期

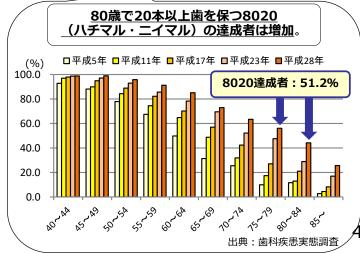


成人期









## 歯科保健医療ビジョン(平成29年12月)

高齢化の進展や歯科保健医療の需要の変化を踏まえた、これからの歯科保健医療の提 供体制について、歯科医療従事者等が目指すべき姿を提言したもの。

歯科保健医療の需要と提供体制の目指すべき姿(イメージ図)



歯科治療の

需要につい

て「歯科治

療の需要の

将来予想」 を提示

【地域完結型歯科保健医療の提供へ】



地域包括支援センタ



保健パーパス」等

を提示

介護保険施設

医科歯科連携

病院(医科)、医科診療所

あるべき歯科医師像 とかかりつけ歯科医 の機能・役割

**歯科疾患予防策** 

具体的な医科歯科連携方策

地域包括ケアシステム における歯科医療機関 等の役割

◆ 歯科医師の資質向上等に関する検討会

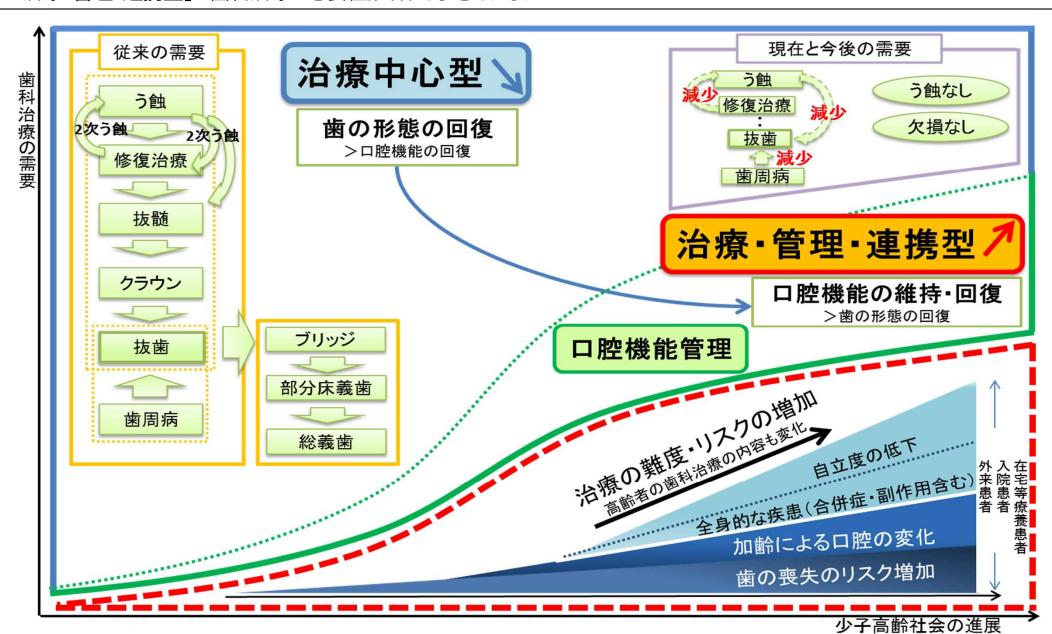
(平成27年1月~座長:江藤一洋(医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長))

<趣旨>小児のう蝕罹患率の低下や8020達成者の増加、高齢化の進展に伴う歯科医療機関を受診する患者像の 高齢化・多様化等の状況に鑑み、国民のニーズに基づき質の高い歯科医療を提供すること等を目的として、 歯科医師の資質向上等に関する事項について総合的に議論を行う。

5

## 歯科治療の需要の将来予想(イメージ)

○ 人口構成の変化や、歯科疾患罹患状況の変化に伴い、歯の形態の回復を主体としたこれまでの「治療中心型」の歯科治療だけではなく、全身的な疾患の状況などもふまえ、関係者と連携しつつ患者個々の状態に応じた口腔機能の維持・回復(獲得)をめざす「治療・管理・連携型」の歯科治療の必要性が増すと予想される。



## 歯科口腔保健パーパス(最終案)

基本的事項(第2次)が目指す方向性を明確化し実現していくために、歯科口腔保健パーパス(社会的な存在意義・目的・意図)を設定する。

## これまでの成果

- こどものう蝕の減少・高齢者の歯数の増加にみられる口 腔衛生の改善傾向
- 歯科保健医療へのアクセスが困難な者への対応の改善
- 自治体などによる口腔の健康づくりの取組の推進
- 診療報酬等による口腔管理等への対応
- 国民の歯科口腔保健への関心の向上

#### 課題

- 基本的事項(第1次)の一部の指標が悪化
- 定期的な歯科検(健)診の受診率
- 歯や口腔の健康に関する健康格差や地域格差
- 自治体内外の関係部局・関係職種や職域等の連携
- PDCAサイクルの推進が不十分
- 新興感染症発生時等のデータ収集における課題

## 予想される 歯科口腔保健を取り巻く環境の変化

- 総人口減少、こども・若者の減少、高齢化の進展
- デジタルトランスフォーメーションの加速
- PHRを含めたデータヘルスのさらなる活用

## 歯科口腔保健パーパス Oral <u>H</u>ealth <u>P</u>urpose

## 全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる 歯科口腔保健の実現

- ①個人のライフコースに沿った歯・口腔の健康づくりを展開できる社会環境の整備
- ②より実効性をもつ取組を推進するために適切なPDCAサイクルの実施
  - 様々なライフステージにおける課題に対する切れ目のない歯科口腔保健施策を展開するとともに、ライフコースアプローチに基づいた歯科口腔保健施策の推進
  - 様々な担い手が有機的に連携することによる社会環境の整備
  - 基本的な歯科口腔保健に関する情報収集体制と管理体制の確立
  - 各地域・社会状況等に応じた適切なPDCAサイクルを実行できるマネジメント体制の強化

## 歯科口腔保健の推進に関するグランドデザイン(最終案)

歯科口腔保健パーパスの実現のために、以下に示す**方向性**で歯・口腔の健康づくりを進める。

## 健康寿命の延伸・健康格差の縮小

適切な食生活の実現や社会生活等の質の向上

歯・口腔の健康が関わる疾病の予防・重症化予防

## 健康で質の高い生活のための歯科口腔保健の実現 歯・口腔に関する健康格差の縮小

歯・口腔の 健康のための 個人の行動変容 口腔機能の獲得・維持・向上

良好な 口腔領域の 成長発育

歯科疾患の 発症予防 歯科疾患の 重症化予防 生涯にわたる歯・口腔の健康

## 歯科口腔保健の推進のための社会環境の整備

誰一人取り残さないユニバーサルな歯科口腔保健を実現するための基盤の整備

歯科口腔保健を通じた医療への橋渡し

様々なサービス等との有機的な連携

## 歯科口腔保健の推進について

## <法律>歯科口腔保健の推進に関する法律

#### 基本理念

- 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- ・ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、 総合的に歯科口腔保健を推進

## 責務

国及び地方公共団体、歯科医師等、国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者、国民について、各々の責務を規定

#### 国及び地方公共団体が講ずる施策

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等

## 実施体制

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等

財政上の措置等

口腔保健支援センター

## <厚生労働省>歯科口腔保健推進室の設置

- 「歯科口腔保健の推進に関する法律」に規定されている歯科疾患の予防等による口腔の健康を保持するため、関連施策について関係 部局との横断的な連携を図りながら遂行していくため、平成23年8月医政局長の伺定めにより「<mark>歯科口腔保健推進室</mark>」を設置。
- 平成27年10月1日付で歯科口腔保健推進室(訓令室)となり、<mark>平成30年7月31日より省令室に昇格</mark>。 省内関係部局や自治体とも連携を図りながら、歯科健診の充実や口腔機能の向上に資する事業を通じて歯科口腔保健・医療の充実 にかかる取組を実施。

## <骨太の方針>「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)(抜粋)

全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積と国民への適切な情報提供、**生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)の具体的な検討**、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療職間、医科歯科連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携、歯科衛生士・歯科技工士の人材確保、歯科技工を含む歯科領域におけるICTの活用を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。また、市場価格に左右されない歯科用材料の導入を推進する。

# 本日の内容

- 歯科口腔保健をとりまく状況
- ・歯科口腔保健の推進に関する基本的事項
  - ▶最終評価について
  - ▶次期歯科□腔保健の推進に関する基本的事項について
- 歯科健診について
- 令和5年度歯科口腔保健施策に関する予算案



## 歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年8月10日公布・施行)

〇歯科口腔保健の推進のため、平成23年8月10日に、「歯科口腔保健の推進に関する法律」が公布・施行された。

### 目的(第1条関係)

- ・口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割
- ・国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効

国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」)の推進に関する 施策を総合的に推進

## 基本理念(第2条関係)

- ① 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進
- ② 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- ③ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健 を推進

## 責務(第3~6条関係)

①国及び地方公共団体、②歯科医師等、③国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者、④国民について、各々の責務を規定

## 国及び地方公共団体が講ずる施策(第7~11条関係)

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等

#### 実施体制

基本的事項の策定等(第12.13条関係)

財政上の措置等(第14条関係)

口腔保健支援センター(第15条関係)

## 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の概要

## **歯科口腔保健の推進に関する基本的事項** (平成24年厚生労働省告示第438号)

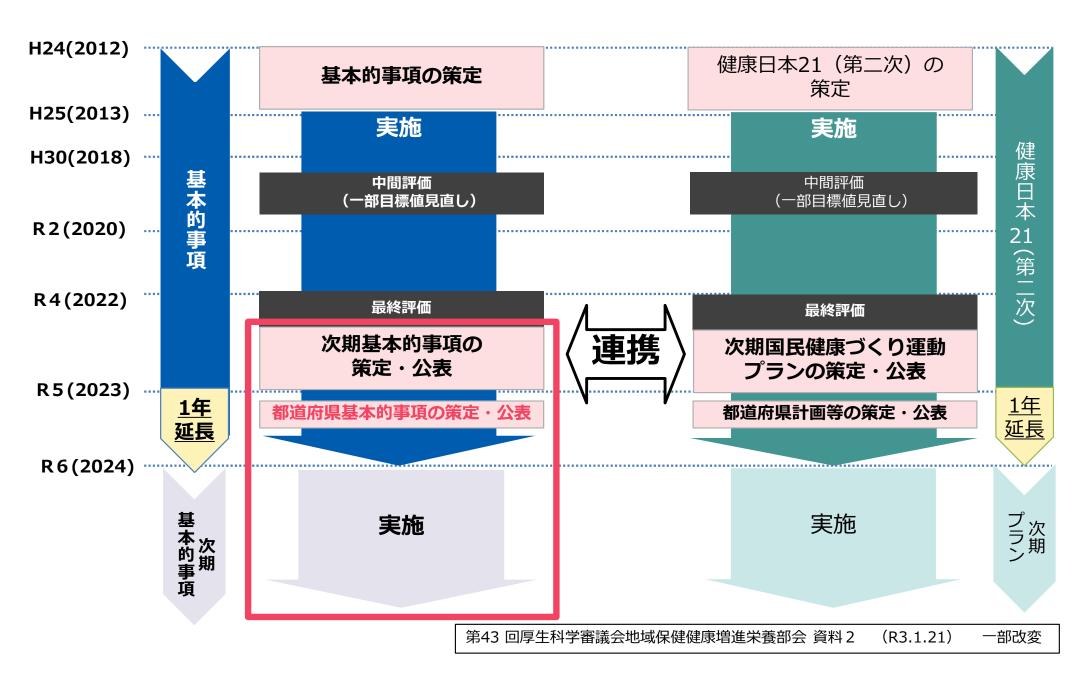
平成23年に施行された「歯科口腔保健の推進に関する法律」の第12条第1項において、厚生労働大臣が定めることとしている。

高齢化が進む中で将来を見据え、乳幼児期からの生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、全ての国民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現することを目的に、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策と相互に連携を図り、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的な事項を示すもの。

## 5つの基本方針に全19項目の目標項目を設定

- 1. 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小
- 2. 歯科疾患の予防
- 3. 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上
- 4. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受ける事が困難な者に対する歯科口腔保健
- 5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備
  - $\times$  1は、具体的な指標は設定せず、 $2\sim5$ について、各々の目標・計画を達成すること等により実現を目指す。

## 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(基本的事項)の流れ

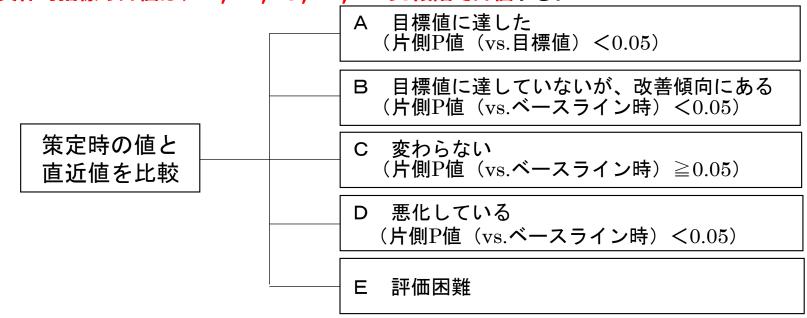


## 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の最終評価の方法(概要)

- 具体的指標の評価及び総括、関連する取組の整理、各具体的指標の評価を踏まえた目標全体の状況、今後の課題について整理する。
- 計画策定時のベースライン値と直近値の比較に当たっては、可能なものについては有意差検定を実施する。
- 直近のデータが把握できない具体的指標に関しては、代替となる指標や調査結果等を用いて分析を行う。
- 直近値については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を除くため、感染拡大前の直近値を用いる。

## 【分析に基づく評価】

● 各具体的指標の評価は、A,B,C,D,Eの5段階で評価する。



- 目標の評価に関しては、まず各具体的指標に関してA, B, C, D, Eの5段階で評価する。
- そのうえで、A = 5点、B = 4点、C = 3点、D = 2点と換算して平均を算出し(小数点以下五捨六入、E は除く。)、目標全体としても5段階で評価する。

## 「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の最終評価結果(概要)

|:「健康日本21(第二次)」と重複しているもの

具体的指標	策定時の ベースライン値	目標値	目標値 (変更後)	最終評価 (直近値)	評価
1. 歯科疾患の予防における目標					目標全体の評価:E
(1)乳幼児期					
① 3歳児でう蝕のない者の割合の増加	77.1%	90%		88.1%	В
(2)学齢期					
① 12歳児でう蝕のない者の割合の増加	54.6%	65%		68.2%	A
② 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	25.1%	20%		_	Е
(3)成人期(妊産婦である期間を含む。)					
① 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	31.7%	25%		21.1%	A
② 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	37.3%	25%		_	Е
③ 40歳の未処置歯を有する者の割合の減少	40.3%	10%		_	Е
④ 40歳で喪失歯のない者の割合の増加	54.1%	75%		_	E(参考指標:C)
(4)高齢期					
① 60歳の未処置歯を有する者の割合の減少	37.6%	10%		_	Е
② 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	54.7%	45%		_	E
③ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60.2%	70%	80%	_	E(参考指標:B)
④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	25.0%	50%	60%	_	E(参考指標:B)
2. 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標					
(1) 乳幼児期及び学齢期					
① 3歳児で不正咬合等が認められる者の割合の減少	12.3%	10%		14.0%	D
(2)成人期及び高齢期					
① 60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	73.4%	80%		71.5%	С
3. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標					目標全体の評価:B*
(1) 障害者・障害児					
① 障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加	66.9%	90%		77.9%	B*
(2)要介護高齢者					
① 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加	19.2%	50%		33.4%	B*
4. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標					目標全体の評価:B*
① 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	34.1%	65%			Е
② 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	6都道府県	23都道府県	47都道府県	45都道府県	В
③ 12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	7都道府県	28都道府県	47都道府県	37都道府県	В
④ 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加	26都道府県	36都道府県	47都道府県	46都道府県	В

# 本日の内容

- 歯科口腔保健をとりまく状況
- ・歯科口腔保健の推進に関する基本的事項
  - ▶最終評価について
  - ▶次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項について
- ・歯科健診について
- 令和5年度歯科口腔保健施策に関する予算案



## 歯科口腔保健パーパス(最終案)

基本的事項(第2次)が目指す方向性を明確化し実現していくために、歯科口腔保健パーパス(社会的な存在意義・目的・意図)を設定する。

## これまでの成果

- こどものう蝕の減少・高齢者の歯数の増加にみられる口 腔衛生の改善傾向
- 歯科保健医療へのアクセスが困難な者への対応の改善
- 自治体などによる口腔の健康づくりの取組の推進
- 診療報酬等による口腔管理等への対応
- 国民の歯科口腔保健への関心の向上

#### 課題

- 基本的事項(第1次)の一部の指標が悪化
- 定期的な歯科検(健)診の受診率
- 歯や口腔の健康に関する健康格差や地域格差
- 自治体内外の関係部局・関係職種や職域等の連携
- PDCAサイクルの推進が不十分
- 新興感染症発生時等のデータ収集における課題

## 予想される 歯科口腔保健を取り巻く環境の変化

- 総人口減少、こども・若者の減少、高齢化の進展
- デジタルトランスフォーメーションの加速
- PHRを含めたデータヘルスのさらなる活用

## 歯科口腔保健パーパス Oral <u>H</u>ealth <u>P</u>urpose

## 全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる 歯科口腔保健の実現

- ①個人のライフコースに沿った歯・口腔の健康づくりを展開できる社会環境の整備
- ②より実効性をもつ取組を推進するために適切なPDCAサイクルの実施
  - 様々なライフステージにおける課題に対する切れ目のない歯科口腔保健施策を展開するとともに、ライフ コースアプローチに基づいた歯科口腔保健施策の推進
  - 様々な担い手が有機的に連携することによる社会環境の整備
  - 基本的な歯科口腔保健に関する情報収集体制と管理体制の確立
  - 各地域・社会状況等に応じた適切なPDCAサイクルを実行できるマネジメント体制の強化

## 歯科口腔保健の推進に関するグランドデザイン(最終案)

歯科口腔保健パーパスの実現のために、以下に示す方向性で歯・口腔の健康づくりを進める。

## 健康寿命の延伸・健康格差の縮小

適切な食生活の実現や社会生活等の質の向上

歯・口腔の健康が関わる疾病の予防・重症化予防

## 健康で質の高い生活のための歯科口腔保健の実現 歯・口腔に関する健康格差の縮小

歯・口腔の 健康のための 個人の行動変容 口腔機能の獲得・維持・向上

良好な 口腔領域の 成長発育

歯科疾患の 発症予防 歯科疾患の 重症化予防 生涯にわたる歯・口腔の健康

## 歯科口腔保健の推進のための社会環境の整備

誰一人取り残さないユニバーサルな歯科口腔保健を実現するための基盤の整備

歯科口腔保健を通じた医療への橋渡し

様々なサービス等との有機的な連携

## 歯科口腔保健の推進に関するロジックモデル(最終案)

歯科口腔保健パーパス等を踏まえた歯科口腔保健の推進に向けて参考とするロジックモデルを示す。

#### インプット ストラクチャー

#### 地方公共団体等における歯科口腔保 健に関する体制整備への取組み

- 都道府県による市町村支援
- 歯科口腔保健施策に関わる歯科専門職 の配置・養成
- 口腔保健支援センターの設置
- 歯科口腔保健の推進に関する条例の制 定及び基本的事項や計画の策定
- 関連部局との連携への取組み

#### 等

## 地方公共団体等による歯科口腔保健 事業等の実施

- 歯科保健指導事業
- 歯科検(健)診事業
- 研修・調査・広報活動事業
- ・ フッ化物応用等のう蝕対策事業
- 歯周病対策事業(禁煙支援等の後方支援を含む)
- 口腔機能に関する事業
- 障害者(児)・要介護高齢者に関する事業(在宅に関する事業を含む)
- 医科歯科連携や食育等の事業 等

# 歯科医療機関等による歯科保健・医療提供体制の確保

- 歯科医療機関の診療体制の確保
- 障害者(児)・要介護高齢者等に関する歯 科専門職等の知識・技術の向上
- 障害者(児)・要介護高齢者等が利用する 施設等での歯科検(健)診や診療の提供
- 歯科疾患予防サービス・歯科医療の提供
- ・ 歯科医療機関間の連携・医科歯科連携・ 病診連携等の連携体制の確保 等

#### アウトプット

#### 歯科口腔保健を更に推進するため の社会環境の整備

- 歯科口腔保健施策に関わる行政職員の確保・資質の更なる向上
- PDCAサイクルに沿った効果的な 歯科口腔保健の推進
- 障害者施設・介護施設・在宅等に おける歯科検(健)診・診療の実 施
- 学校・保育園・職域等も含めた多 部局にわたる連携体制の確立
- 医科歯科連携の更なる推進
- 大規模災害時に必要な歯科保健 サービスの提供体制の構築 等

#### 個人のライフコースに沿った 歯科口腔保健へのアプローチ

- 歯科口腔保健への意識の向上
- ・ より適切なセルフケアの実施
- フッ化物応用の実施
- 歯科検(健)診の受診
- 必要な歯科診療の受診

寺

#### アウトカム

#### 歯科疾患の予防・重症化予防

- う蝕の減少
- 未処置歯の減少
- 歯の喪失の防止
- 歯周病の減少
- 口腔粘膜疾患等その他の疾患の減少等

#### 口腔機能の獲得・維持・向上

- ロ腔習癖の改善
- 良好な口腔の成長・発育
- 歯の喪失の防止
- 咀嚼良好者の増加
- 口腔機能が低下する者の減少 等

生涯にわたる 歯・口腔の健康

歯・口腔に関する 健康格差の縮小

歯・口腔の健康が関わる疾病の 予防・重症化予防

#### インパクト

適切な食生活の実現や社会生活等の質の向上

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

## 歯・口腔の健康づくりプランの概要(案)

全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる生涯を通じた歯科口腔保健を実現することを目的に、歯科口腔保健に関する施策等を総合的に推進するための基本的な事項を示し、令和6年度から令和17年度までの「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)」(歯・口腔の健康づくりプラン)を推進する。

## 歯・口腔健康づくりプランのコンテンツ

## 1) 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針

- 1. 歯・口腔に関する健康格差の縮小
- 2. 歯科疾患の予防
- 3. 口腔機能の獲得・維持・向上
- 4. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健
- 5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

## 2) 歯科口腔保健を推進するための目標・計画に関する事項

※歯科口腔保健の推進のための基本的な方針についてそれぞれ目標・計画の設定及び評価の考え方を示す。

## 3) 都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する事項

※地方公共団体における歯科口腔保健推進に関する目標・計画の設定及び評価の際の留意事項を示す。

## 4) 歯科口腔保健を担う人材の確保・育成に関する事項

## 5)調査及び研究に関する基本的な事項

※歯科口腔保健に関する調査の実施及び活用や研究の推進に関する事項を示す。

## 6) その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項

※歯科口腔保健に関する正しい知識の普及、歯科口腔保健を担う者の連携及び協力、大規模災害時の歯科口腔保健に関する事項を示す。

# 歯・口腔の健康づくりプランの目標と指標 一覧 (案)

<b>目</b> 標		目標値					
第1.歯・口腔に関する健康格差の縮小							
ー 歯・口腔に関する健康格差の縮小によるすべての国民の生涯を通じた歯科口腔保健の達成							
① 歯・口腔に関する健康格差の縮小	ア 3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する者の割合	0 %					
	イ 12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数	25都道府県					
	ウ 40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合	5 %					
第2. 歯科疾患の予防							
一 う蝕の予防による健全な歯・口腔の育成・保持の達成							
① う蝕を有する乳幼児の減少	3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する者の割合(再掲)	0 %					
② う蝕を有する児童生徒の減少	12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数(再掲)	25都道府県					
③ 治療していないう蝕を有する者の減少	20歳以上における未処置歯を有する者の割合	20%					
④ 根面う蝕を有する者の減少	60歳以上における未処置の根面う蝕を有する者の割合	5 %					
二 歯周病の予防による健全な歯・口腔の保持の達成							
① 歯肉に炎症所見を有する者の減少	ア 10代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	10%					
	イ 20代~30代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	15%					
② 歯周病を有する者の減少	40歳以上における歯周炎を有する者の割合	40%					
三 歯の喪失防止による健全な歯・口腔の育成・保持の達成							
① 歯の喪失の防止	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合(再掲)	5 %					
② より多くの自分の歯を有する高齢者の増加	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	85%					
第3.生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上							
一 生涯を通じた口腔機能の獲得・維持・向上の達成							
① よく噛んで食べることができる者の増加	50歳以上における咀嚼良好者の割合	80%					
② より多くの自分の歯を有する者の増加	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合(再掲)	5 %					
第 4. 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健							
一 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯	科口腔保健の推進						
① 障害者・障害児の歯科口腔保健の推進	障害者・障害児が利用する施設での過去1年間の歯科検診実施率	90%					
② 要介護高齢者の歯科口腔保健の推進	要介護高齢者が利用する施設での過去1年間の歯科検診実施率	50%					
第5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備							
一 地方公共団体における歯科口腔保健の推進体制の整備							
① 歯科口腔保健の推進に関する条例の制定	歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している保健所設置市・特別区の割合	60%					
② PDCAサイクルに沿った歯科口腔保健に関する取組の実施	歯科口腔保健に関する事業の効果検証を実施している市町村の割合	100%					
ニ 歯科検診の受診の機会及び歯科検診の実施体制等の整備							
① 歯科検診の受診者の増加	過去1年間に歯科検診を受診した者の割合	95%					
② 歯科検診の実施体制の整備	法令で定められている歯科検診を除く歯科検診を実施している市町村の割合	100%					
三 歯科口腔保健の推進等のために必要な地方公共団体の取組の推進							
① う蝕予防の推進体制の整備	15歳未満でフッ化物応用の経験がある者	80%					

## 歯・口腔の健康づくりプランのスケジュール(案)

- 歯・口腔の健康づくりプランの計画期間については、健康日本21(第3次)をはじめとした他の計画(医療計画、医療費適正化計画等)との計画期間を一致させ、整合性を図るために、令和6年度から令和17年度までの12年間とする。
- 歯・口腔の健康づくりプランの中間評価をプラン開始後6年を目処に、最終評価を同10年を目処に行い、 計画期間中に次期(令和18年度開始)の基本的事項の策定のための期間を設ける。
- 歯・口腔の健康づくりプランの評価のためのベースラインはプラン初年度である令和6年度の値とし、目標値は令和14年度として設定する。
- ベースラインの提示・中間評価及び最終評価に必要なデータソースである歯科疾患実態調査は、次期基本 的事項の評価実施時期を踏まえ、令和6年度から4年ごとに実施する。



# 本日の内容

- 歯科口腔保健をとりまく状況
- ・歯科口腔保健の推進に関する基本的事項
  - ▶最終評価について
  - ▶次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項について
- ・歯科健診について
- 令和5年度歯科口腔保健施策に関する予算案



# 現行の歯科健診(検診)の体制

### 〇各ライフステージにおける歯科健診の制度

	健診(検診)	根拠法	実施主体	対象年齢(対象者)	備考
乳幼児	乳幼児歯科健診	母子保健法	市町村	1歳6ヶ月・3歳	◆ 市町村が実施義務を負う
生児童·	学校歯科健診	学校保健安全法	学校 ※保育所等の児童福祉施設は、児童 福祉法に基づき、学校保健安全法に 準じた健診を行う。	毎学年実施	◆ 学校が実施義務を負う (※大学を除く)
~ 74 歳	歯周疾患検診	健康増進法	市町村	40、50、60、70歳	◆ 健康増進法に基づく健康 増進事業として市町村が 実施する ◆ 「歯周病検診マニュアル 2015」を参考に実施
,	労働安全衛生法に 基づく歯科特殊健診			塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者	◆ 事業者が実施義務を負う
75 歳以上	後期高齢者医療の 被保険者に係る 歯科健診	高齢者の医療の 確保に関する法律	後期高齢者医療広域連合	後期高齢者	◆ 後期高齢者医療制度事業費補助金等の補助メニューである ◆「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」(平成30年)を参考に実施

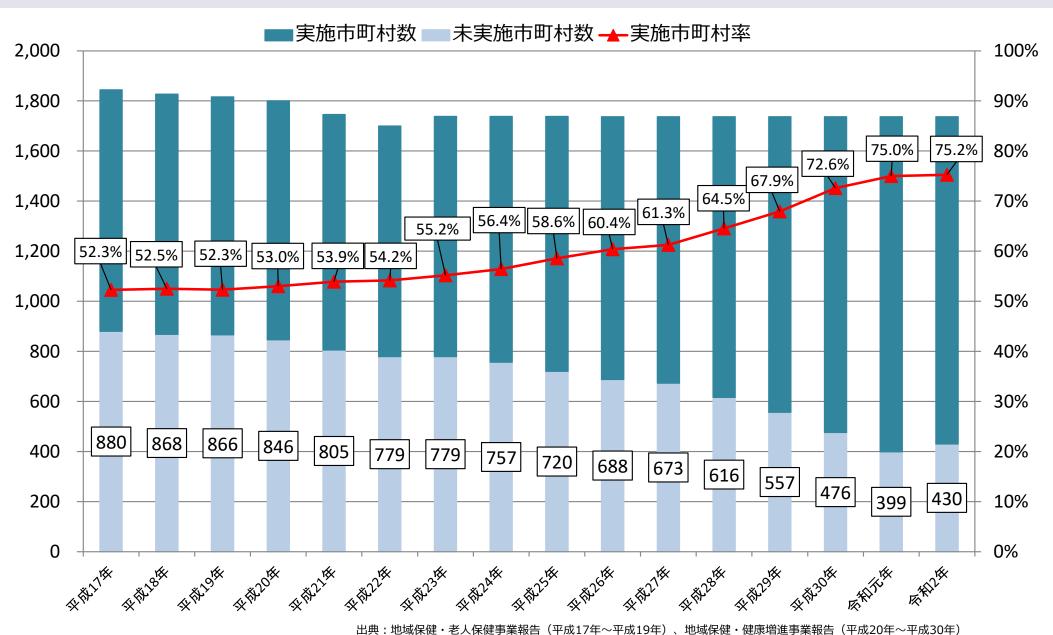
#### **〇歯科保健課の予算事業による歯科健診**【令和5年度拡充】

歯科健診事業(都道府県等口腔保健推進事業):上記を除く、市町村が独自に実施する歯科健診事業を支援

就労世代の歯科健康診査等推進事業:歯科健診を実施していない事業所や自治体等に対して歯科健診実施等を支援 等

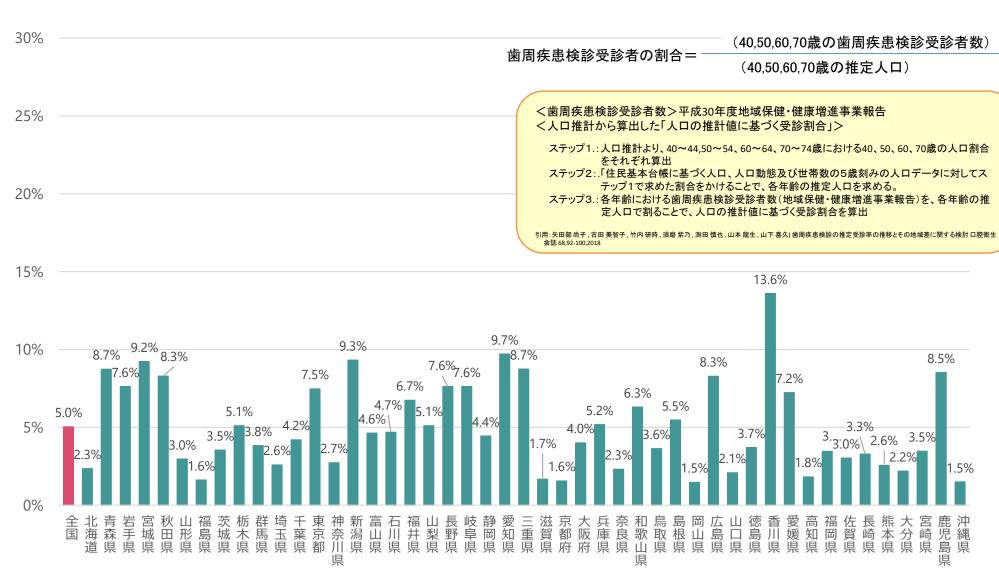
# 歯周疾患検診の実施状況(実施年別)

## 歯周疾患検診を実施している市町村数と割合



# 歯周疾患検診の受診状況(都道府県別)

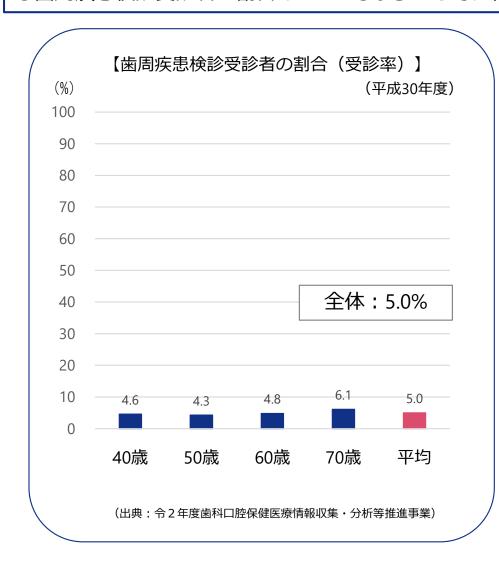
## 令和2年度 歯周疾患検診受診者の割合(受診率)

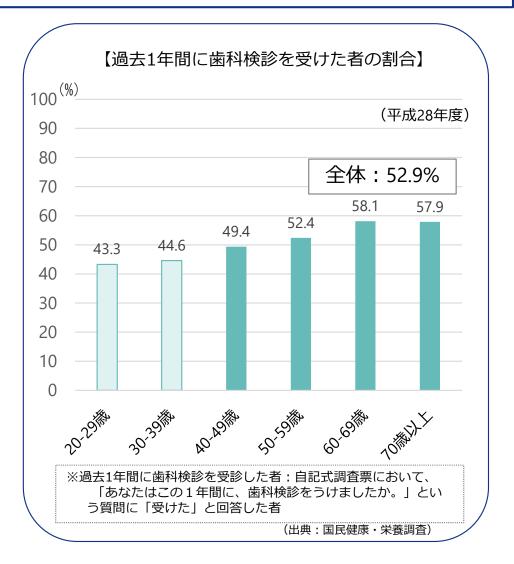


# 歯科健診(検診)の受診状況1

## 歯周疾患検診の受診率と過去1年間に歯科検診を受けた者の割合の比較

○歯周疾患検診受診者の割合は5.0%である一方で、約半数以上が過去1年間に歯科検診を受診している。



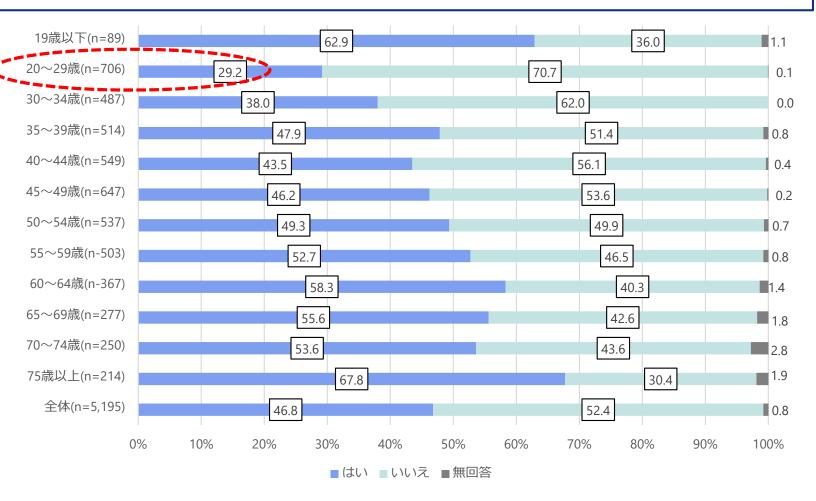


# 歯科健診(検診)の受診状況2

## 年1回以上の定期歯科健診の受診

- 年に1回以上の定期歯科健診の受診の有無では、全体は46.8%であった。 (参考:平成28年度の国民健康・栄養調査で「過去1年間に歯科検診を受けた者」は52.9%)
- 年代別にみると、75歳以上では67.8%である一方、20歳代が最も低く、29.2%であった。

令和元年度歯科健康診 査推進事業で実施した 歯科健診の受診者 (5,331名)に対してア ンケート調査を実施。 (自治体が実施する地 域でのイベント等で健 診受診者:1,500名、事 業所健診受診者:3,831 名。)



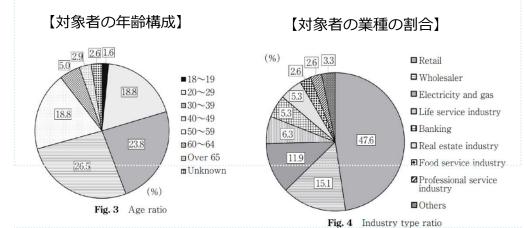
# 就労者の口腔保健行動

## 定期歯科検診を受診しない理由等

- 第3次産業の就労者を対象とした口腔保健行動に関する調査を行った研究では、定期歯科検診受診について、「検診有群」が28.3%、「検診無群」が71.2%と、国民健康・栄養調査よりも低い結果となっている。
  「検診無群」で、定期歯科検診を受診しない理由は「時間がない」が半数以上を占め、次が「必要性が不
- 「検診無群」で、定期歯科検診を受診しない理由は「時間がない」が半数以上を占め、次が「必要性が不明」であった。

#### ■ 調査方法

大阪府堺市西区に所在する第3次産業(中小企業や個人商店)で就労する 者647名にアンケート調査を実施、378名から回収。



■ 結果:定期歯科検診を受診しない理由

**Table 1** The reason not to receive regular dental examination in the non-dental examination group

	Total (n=268)	Male (n=169)	Female (n=99)
No time	155 (57.8%)	101 (54.8%)	54 (20.1%)
No necessity	40 (14.9%)	25 (9.3%)	15 (5.6%)
High cost	39 (14.6%)	22 (8.2%)	17 (6.3%)
No family doctor	17 (6.3%)	7 (2.6%)	10 (3.7%)
Others	29 (10.8%)	11 (4.1%)	18 (6.7%)

■ 結果:定期歯科検診の受診状況

・検診有群:107名(28.3%、男性:47名、女性:59名、性別未記入:1名)

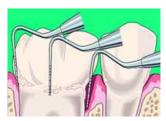
・検診無群:269名(71.2%、男性:169名、女性:99名、性別未記入:1名)

(出典:第3次産業勤労者の口腔保健行動と意識;志倉ら,日歯保存誌63(5):385~395,2020)

# 歯科健診(口腔内チェック)方法

歯科健診を行う自治体や事業所の実情に応じた歯科健診(口腔内チェック)方法の選択







歯科医師がプローブを歯周ポケットに挿入して ポケットの深さや出血等を確認

(出典:eヘルスネットより)





# 本日の内容

- 歯科口腔保健をとりまく状況
- 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項
  - ▶最終評価について
  - ▶次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項について
- ・歯科健診について
- 令和5年度歯科口腔保健施策に関する予算案



#### ①歯科口腔保健医療情報収集分析等推進事業

65,968千円 (65,968千円)

• 歯科保健医療に関する各種データの情報収集を行い、それらの精査分析等を行った上で、見える化を行うことにより、都道府県等における効果的・効率的な 歯科保健医療施策の企画立案を推進する。

#### 28020運動·口腔保健推進事業

1,129,841千円 (810,588千円)

#### 8020運動推進特別事業

• 8020運動の推進のため、歯・口腔の健康の保持等を目的として実施される歯科保健医療事業(都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く。) 及び都道府県における次期歯科保健計画の策定に必要となる検討委員会の設置に必要な財政支援を行う。

#### 都道府県等口腔保健推進事業

• 都道府県市町村に対し、地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、歯科疾患予防、歯科健診、歯科保健医療サービスの提供が困難な障害者高齢者等への対応やそれを担う人材の育成、食育口腔機能の維持向上の推進等に対する財政支援を行う。

#### 歯科口腔保健支援事業

• 歯科口腔保健の更なる推進に向けて、マスメディア、各種広報ツールを活用した国民に対する歯科口腔保健の普及啓発やセミナー、シンポジウムの開催等を 行う。

## ③生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)推進事業

543,015千円(252,107千円)

#### 就労世代の歯科健康診査等推進事業

• 就労世代の歯科健診の受診率向上に向け、効果的な歯科健診受診勧奨の方法等について検討を行うため、歯科健診実施や機会の拡大等を検討する自治体や事業所等において、歯科健診や受診勧奨等の実施の支援を行うモデル事業を実施し、コストも含めた実施体制等の検証等を行う。

#### 歯周病等スクリーニングツール開発支援事業

• 自治体や職域等において、簡易に歯周病等の歯科疾患のリスク評価が可能なスクリーニングツール(簡易検査キットや診断アプリ等)の開発を行う企業等に対して、研究開発を支援する。

#### 4 ライフステージに応じた歯科口腔保健推進事業

23,360千円 (-)

• 歯科健診の結果をふまえ、ライフステージに応じた適切な歯科保健指導を行うためのマニュアル作成に向け、歯科疾患の予防に資する行動変容につながる効果的な歯科保健指導の方法等に関する知見の収集整理やICTを活用した歯科保健指導の方法について検証を行う。

## ⑤歯科医療提供体構築推進事業

256,725千円(256,732千円)

• 各地域の実情を踏まえた歯科医療施策が実効的に進められるよう、歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う検討委員会の設置等、地域の実情を踏まえた都道府県の取組の実施に必要な財政支援を行う。

## ⑥ICTを活用した医科歯科連携の検証事業

31,057千円(31,057千円)

• 歯科標榜のない病院や介護施設において、ICTを活用した口腔機能管理等に関するモデル事業を実施し、効果的・効率的な歯科専門職の介入方法について検証する。また、地域の状況等に応じて、ICTを活用した診療を実施し、適切な運用・活用方法等を検証する。

# 拡充

## 8020運動・口腔保健推進事業

令和 5 年度当初予算案 11億円 (8.1億円) \* () 内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- ○8020運動推進特別事業:都道府県が地域の実情に応じた8020運動に係る政策的な事業を行う(平成12年度から実施)。
- <u>都道府県等口腔保健推進事業</u>:「歯科口腔保健の推進に関する法律」(平成23年公布・施行)に基づき、歯科口腔保健の取組を進める ため実施される歯科保健事業を行う(平成25年度から実施)。
- ▶「骨太の方針2022」において、「生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)の具体的な検討」が求められていることも踏まえ、 自治体における歯科健診等の実施体制の充実を図る。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体

#### 1.8020運動推進特別事業【拡充】

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業(都道府県等口腔保健 推進事業に掲げる事業を除く)に必要な財政支援を行う。令和5年度は、各都道府 県が、次期の歯科保健計画の策定に必要な歯科口腔保健の推進に関する検討委員会 の設置に係る費用を拡充する。

補助対象:都道府県 [補助率:定額]

- 1)8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2)8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
  - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
  - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
  - ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

#### 3. 歯科口腔保健支援事業【拡充】

1) 国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等

地方自治体

- ・歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
- ・マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
- ・セミナー、シンポジウム等の開催等
- 2) 次期国民歯科保健運動の展開
  - ・ 歯科口腔保健の推進に関する専門委員会の開催等

# 歯科口腔保健の取組(歯科疾患予防等)



普及啓発



### 2. 都道府県等口腔保健推進事業

地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、 要介護高齢者等への対応やそれを担う人材の育成及び医科・歯科連携の取 組に対する安全性や効果等の普及を図る。

また、地域間の格差解消等の観点から、歯科疾患対策の強化が特に必要な地域を対象として、取組の強化等を行う。

補助対象:都道府県、政令市、特別区、市町村 (※補助メニューによって異なる)

補助率 : 1/2

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業 【拡充】
- 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業
- I 歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上等事業
  - ① 歯科疾患予防事業【拡充・補助要件見直し】
  - ② 歯科健診事業【新規】
  - ③ 食育推進等口腔機能維持向上事業
- I 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療推進・技術者養成事業
  - ① 歯科保健医療推進事業 【市町村補助要件見直し】
  - ② 歯科医療技術者養成事業【補助要件見直し】
- Ⅲ 歯科口腔保健推進体制強化事業【市町村補助要件見直し】
- N 調査研究事業
  - ① 歯科口腔保健調査研究事業【拡充・補助要件見直し】
  - ② 多職種連携等調査研究事業 【補助要件見直し】
- ※2)の事業の実施にあたっては、都道府県は、事業内容や対象、実施方法等について、管内市区町村等と調整する。



# 生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)推進事業(就労世代の歯科健康診査等推進事業)

令和5年度当初予算案 3.4億円 (2.5億円) ※()內は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 。健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の 受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要である。
- 「骨太の方針2022」においても、 「生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)の具体的な検討」について記載された。

現行	乳幼児期	学齢期	20代·30代	40~74歳	75歳以上
			塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者に対する定期健診(労働安全衛生法)		
(根拠法)	乳幼児歯科健診 (母子保健法) (※ <u>下線部</u> は	学校歯科健診 (学校保健安全法) 受診が義務)		40、50、60、70歳 歯周疾患検診 (健康増進法)	後期高齢者医療の被保険者に対する歯科健診 (高齢者の医療の確保に関する法律)

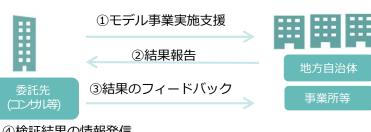
- ◆ 職域での歯科健診がなく(一部を例外あり)、歯科健(検)診の受診率が低い。
- 🔷 歯周病の罹患率割合が高い。

就労世代の歯科口腔保健の推進に向け、効果的な歯科健(検)診・受診勧奨の方法等について検討を行う。

## 2 事業の概要、実施主体

#### 事業概要

- 歯科健診や受診勧奨等の実施の支援を行うモデル事業
  - ▶ 歯科健診を実施していない事業所等や、歯周疾患検診をはじめとした歯科健診を実施していない地方自治体(歯科健診対象者の拡大等、歯科健診の受診率向上に向けた取組を検討している自治体を含む)を支援(令和5年度はモデル事業実施規模を拡大)。
- 歯科健診の意義(重要性)や歯科健診の効果的な実施方法等の情報発信
  - 就労世代の歯科健診等の実施率・受診率の向上のため、モデル事業の結果について、効果・コスト・実施体制等を、持続可能性も含めて検証
  - > 歯科健診の意義や歯科健診の効果的な実施方法を関係者への情報発信を実施(令和5年度新規)



④検証結果の情報発信

#### 【モデル事業の例】

- ・簡易スクリーニング(簡易検査キット等)を活用した 歯科健診・受診勧奨
- ・レセプト情報を活用した歯科健診等の受診勧奨

34



# 生涯を通じた歯科健診 (いわゆる国民皆歯科健診) 推進事業 (歯周病等スクリーニングツール開発支援事業)

令和 5 年度当初予算案 2.0億円 (─) ※()內は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要である。
- 「骨太の方針2022」において、「生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)の具体的な検討」が記載された。
- しかし、「過去1年間に歯科検診を受診した者」の割合は52.9%(H28国民健康・栄養調査)であり、さらに市町村が実施する歯周疾患検診の受診率は約5.0%(推計値)にとどまっている。
- また、歯周疾患検診を実施する市町村は、全国で75.2%(R2地域保健・健康増進事業報告)にとどまっている。
- 歯科健診を実施しない理由として、「実施する歯科医師・歯科衛生士がいない」といった「歯科専門職の不在」や手間がかかるといった「時間的負担」等が挙げられている。



自治体や職域等において、簡易に歯周病等の歯科疾患のリスク評価が可能であり、歯科医療機関への受診につなげることができる方法の研究・開発を支援する。

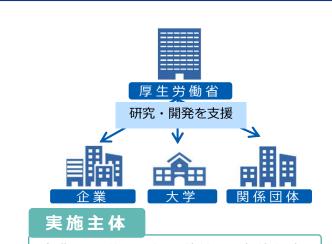
## 2 事業の概要・スキーム・実施主体

### 事業概要

◆ 歯科疾患のリスク評価が可能なスクリーニングツール(簡易検査キットや診断アプリ等) の開発を行う企業等に対して、研究・開発を支援する。

#### (要件イメージ)

- 自治体や職域等において活用することを想定した、簡易な方法であること
- 歯周病に関するリスク評価を含むこと
- 従来の歯科健診による方法との比較(相関の検証等)を行うこと
- 医療機器又は体外診断用医薬品の承認をめざすものであること
- 歯科医療機関への受診につなげるよう、受診者へ結果のフィードバックが可能であること



企業、大学、関係団体等:5主体程度



## ライフステージに応じた歯科口腔保健推進事業

令和5年度当初予算案 23百万円 (一) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 口腔の健康を保つためには、歯科健診等による歯科疾患の早期発見とともに、歯科疾患の予防を効果的に行うための歯科保健指導が重要である。
- 「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項最終評価報告書」(令和4年)において、自治体における歯科疾患の予防・重症化予防の取組をさらに進 める必要が示されている。
- 「骨太の方針2022」においても、「オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実」と記載されており、今後は歯科保健指導 の取組を一層進める必要がある。
- 効果的な歯科保健指導を行うためには、ライフステージに応じて必要な情報をわかりやすく伝え、個々の対象者の特性にあわせて個人の行動変容に つながるような適切な方法で実施する必要があるが、成人期以降は、自治体等で活用可能な歯科保健指導に関するマニュアルは作成されていない。

乳幼児期	学齢期	~74歳	75歳以上
「幼児期における歯科保健指導の 手引き」(平成2年)	「生きる力をはぐくむ学校での 歯・口の健康づくり」(平成23年)	「歯周病検診マニュアル2015」	「後期高齢者を対象とした歯科健診 マニュアル」(平成30年)
		┗ ※ 歯科保健指導に関する具体的	]な記載がない又は少ない。 🍑

ライフステージの特性を踏まえつつ、全ライフステージで活用可能な歯科保健指導に関するマニュアルを作成

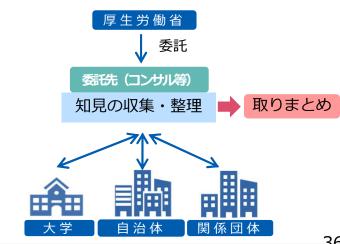
## 2 事業の概要・スキーム、実施主体

## 事業概要

- ◆ ライフステージの特性を踏まえ、新たな知見等の収集を行い、行動変容の技法の応用なども含め、 歯科保健指導の方法について検討を行う。また、それらについて、自治体等が活用可能となるよ うに取りまとめる。
- ◆ 検討にあたっては、ICTを活用した歯科保健指導の方法についても検証する。

(特に対策を強化する内容のイメージ)

- 成人期: 歯周疾患検診等の歯科健診後の歯科保健指導において活用することを想定し、歯周病 と糖尿病など全身の健康との関連なども含めて指導内容の検討。
- 高齢期:後期高齢者を対象とした歯科健診やオーラルフレイル等の口腔機能に関する歯科保健 指導についての知見の整理・検討。



ご清聴を感謝いたします。

